

電子的診療情報連携体制整備加算及び 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 に係る院内掲示

当院は、医療DX推進の体制、明細書発行体制について、下記の整備を行っております。

- ・ 医師等が診療を実践する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療をしています。
- ・ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者さんに無料で交付しております。

救急外来医学管理料の注5に掲げる 救急時医療情報取得加算に係る院内掲示

当院は、電子処方箋の発行を行っている医療機関です。

ジェネリック医薬品 (後発医薬品、バイオ後続品)の使用について

当院では厚生労働省からのジェネリック医薬品（後発医薬品、バイオ後続品）の使用推進に基づき、医療費削減と患者さんの自己負担軽減を目的に、ジェネリック医薬品の使用割合を増加していくため、ジェネリック医薬品（後発医薬品、バイオ後続品）導入に関する説明を積極的に実施しています。

ジェネリック医薬品の使用推進のため、院外処方せんでは製薬会社の商品名ではなく、医薬品の有効成分を表す一般名処方としている医薬品もあります。

ジェネリック医薬品の供給不足が生じた場合、同種同効薬などへの変更を行うことがあります。変更する場合には安心して使用していただけるよう十分に説明させていただきます。

通院負担軽減のため、患者さまの状態に応じ医師の判断で28日以上長期投薬を行うこと、またはリフィル処方せん（一定期間内に反復利用できる処方せん）の交付も可能です。

院外処方せんの一般名処方について

☆ お薬には2種類の名前があります。

商品名：製薬会社がそれぞれのお薬に名付けた固有名詞

一般名：お薬の成分名に剤形と含量を付けた名称

☆ 名前によってどう違うの？

「**商品名**」で処方し、「**変更不可**」の指示をした場合

⇒指示された製薬会社の商品しか調剤することができません。

※令和6年10月から選定療養制度開始に伴い一部の先発品を商品名で処方し、
医療上の必要性が認められない場合には自己負担が増える場合もあります。

「**一般名**」で処方した場合

⇒成分・規格・剤形等が同じであれば、先発品・後発品に限らず、どの製薬会社の薬でも調剤することができます。

☆ 一般名処方のメリットは？

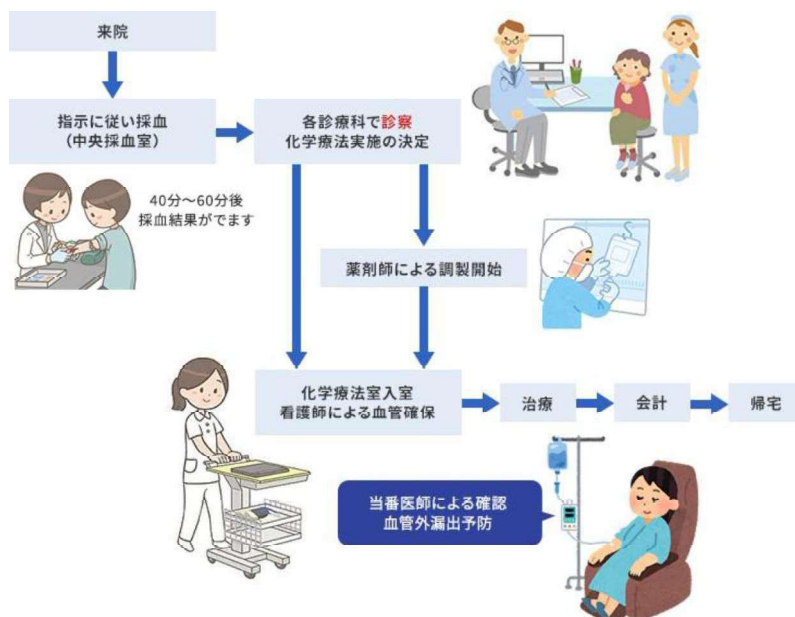
最近では、医薬品の供給が不安定な状況となっており、特定の製薬会社の薬を確保することが困難な場合があります。

「一般名」で処方すると院外薬局で薬を準備、調剤しやすくなります。国も後発品使用を推進する目的で「一般名」による処方を推奨しています。

外来腫瘍化学療法診療料1に係る院内掲示

当院は、患者さんが安心・安全な外来化学療法が実施できるように、専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1名以上配置され、副作用の発現に係る管理や緊急時の相談対応等について、24時間対応できる体制を整備しています。

■外来化学療法の流れ（イメージ）



当院ホームページより引用

連絡先	089-947-1111（代表）
月～金曜日 8：30～17：15	かかりつけの診療科へ
月～金曜日 17：15～翌8：30 土・日・祝日（12/29～1/3を含む）	当直者に繋いでもらってください。

連絡の際は、お名前、患者ID、かかりつけの診療科・治療中であることをお伝えください。

- 急変時等の緊急時に入院できる体制が確保されています。
- 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する「レジメン審査委員会」を医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、事務が出席し、年10回以上開催しています。

コンタクトレンズ処方 にかかる診療費について

コンタクトレンズの処方等に関しまして、当院では、厚生労働省が定めた診療保険点数により下記のように請求しております。

診療費

初診の方

・3割負担の方 1,470円 ・1割負担の方 490円
(初診料 291点+コンタクトレンズ検査料 I 200点)×10円×自己負担割合

2回目以降の方

・3割負担の方 830円 ・1割負担の方 280円
(外来診療料 77点+コンタクトレンズ検査料 I 200点)×10円×自己負担割合

診療担当医師名

・山口 昌彦 (眼科診療経験年数:34年) ・大熊 真一 (眼科診療経験年数:17年)

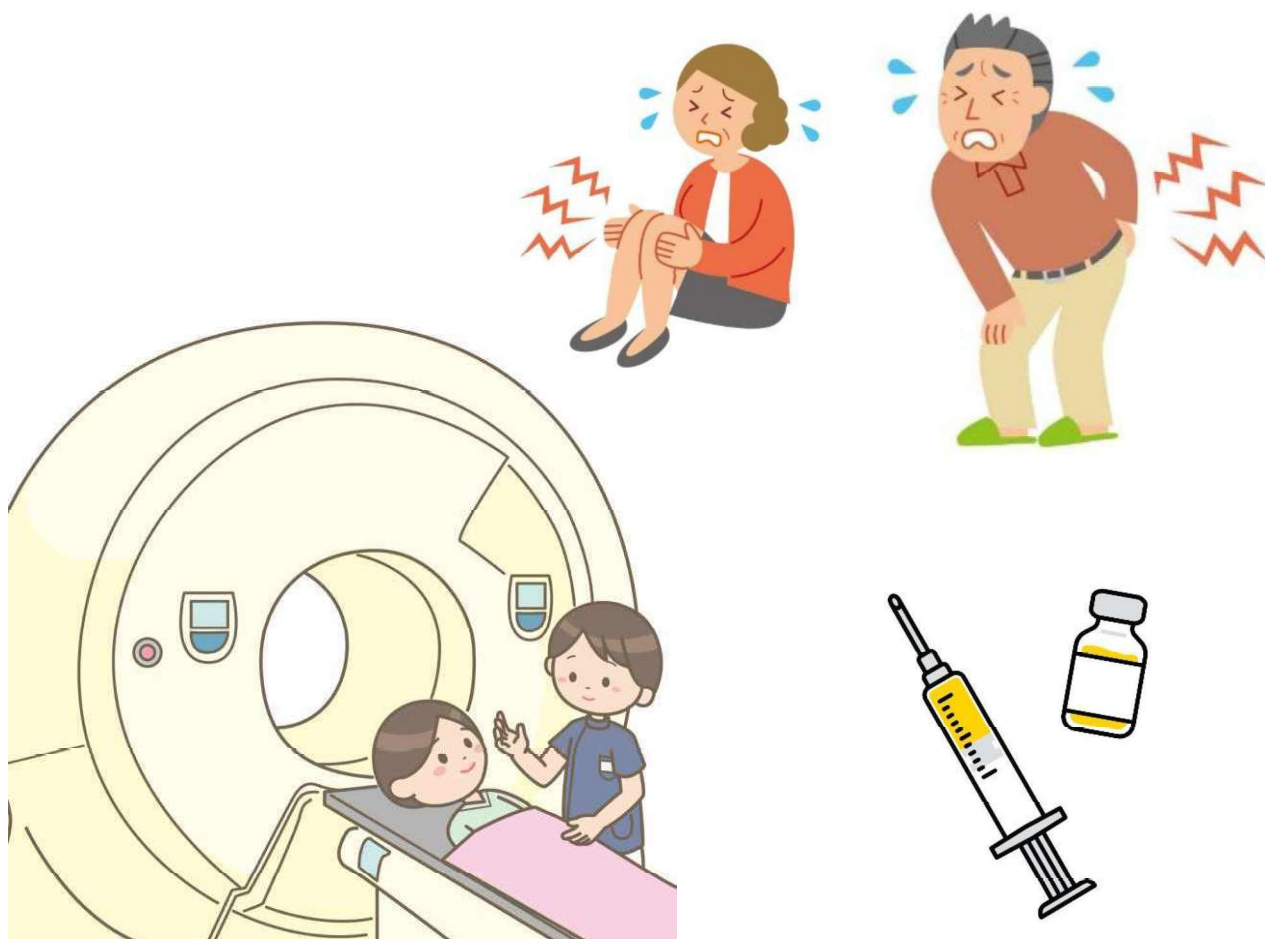
ご注意ください

⇒コンタクトレンズ装用のために受診された方でも、厚生労働省が規定した疾患が見つかった場合は、通常の保険診療となります。また、診療費に関しても別途必要となります。
(例:斜視、弱視、不同視、円錐角膜、角膜変形、高度不正乱視、緑内障、高眼圧症、網膜硝子体疾患など。)

⇒また、診療費に関しても別途必要となります。

※ ご不明の点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

がんの痛みを緩和します



当院においては、がん患者さんの痛みのコントロールが難しい場合、主治医と放射線科医、麻酔科医が連携して、放射線治療やブロック治療をおこなっています

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)及び6に掲げる手術に係る施設基準に基づき院内掲示を行う症例数

(症例期間:2025年1月~12月)

区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	59件	
	イ	黄斑下手術等	180件	
	ウ	鼓室形成手術等	7件	
	エ	肺悪性腫瘍手術等	7件	
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	167件	
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	14件	
	イ	水頭症手術等	83件	
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件	
	エ	尿道形成手術等	19件	
	オ	角膜移植術	1件	
	カ	肝切除術等	149件	
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	10件	
区分3	ア	上顎骨形成術等	1件	
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	9件	
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	15件	
	エ	母指化手術等	0件	
	オ	内反足手術等	0件	
	カ	食道切除再建術等	1件	
	キ	同種死体腎移植術等	11件	
区分4	腹腔鏡又は胸腔鏡による手術		1064件	
その他の区分	ア	人工関節置換術	162件	
	イ	乳児外科施設基準対象手術	1件	
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	101件	
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	214件	
	オ	経皮的冠動脈形成術		
		経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)		22件
		経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)		15件
		経皮的冠動脈形成術(その他のもの)		44件
		経皮的冠動脈粥腫切除術		9件
		経皮的冠動脈ステント留置術		
		経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)		54件
		経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)		21件
	経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)		61件	

ハイリスク分娩管理加算に係る院内掲示

2025年1月~2025年12月の分娩件数 744件

配置産婦人科医師数 10人 配置助産師数 41人

内視鏡手術用支援機器加算に係るウェブサイトへの掲示

内視鏡手術用支援機器を用いた手術の前年実績(症例数及び平均在院日数)について

対象期間:2025年1月～12月

症例数合計:410件

手術名	症例数	平均在院日数
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除、1肺葉超・手術用支援機器使用)	9件	6.0日
腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術)(内視鏡手術用支援機器使用)	56件	10.7日
腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術)(手術用支援機器)	14件	9.8日
腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術)(内視鏡手術用支援機器使用)	9件	12.0日
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(脾同時切除)(通則18)	8件	9.6日
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(脾温存)(内視鏡手術用支援機器使用)	4件	8.8日
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(膵頭十二指腸切除術)(通則18)	1件	4.0日
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(リンパ節等伴う腫瘍切除術)(通則18)	29件	10.8日
腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器)	17件	9.2日
腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術)(内視鏡手術用支援機器使用)	26件	10.5日
腹腔鏡下直腸切除・切断術(低位前方切除術・手術用支援機器使用)	34件	9.3日
腹腔鏡下直腸切除・切断術(超低位前方切除・内視鏡手術用支援機器)	14件	12.6日
腹腔鏡下直腸切除・切断術(切断術)(内視鏡手術用支援機器使用)	16件	11.3日
腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術支援機器・7センチ以下)	24件	6.1日
腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる)(その他)	9件	6.8日
腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	21件	6.9日
腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器使用)	3件	6.7日
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(腸管等利用し尿路変更なし・通則18)	3件	22.3日
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(回腸等導管利用し尿路変更あり・通則18)	5件	13.0日
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(代用膀胱利用し尿路変更あり・通則18)	2件	4.0日
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる)	88件	8.1日
腹腔鏡下仙骨腔固定術(内視鏡手術用支援機器使用)	18件	6.0日

当院からのご案内（歯科）

●個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、治療目的以外には使いません。

●当院では診療情報の文書提供に努めています。

●明細書発行

明細書の発行を無料で行っています。必要のない場合には申し出てください。

●新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヶ月以上を経過していなければなりません。他の歯科医院で作られた義歯も同様です。

●歯科外来診療医療安全対策加算1

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っています。

当院における医療安全対策の取り組みとして、患者さんに安心して治療を受けていただくために、口腔外バキュームの設置や器具の交換などを通じて院内感染に対する配慮をはじめ、各医療安全に関する指針の整備を行っています。

また、当院救命救急センター及び松山赤十字病院と連携をし、緊急時の体制を整えています。

また、当院はAEDを保有しています。

●クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠やブリッジについて2年間の維持管理をおこなっています。今回の治療を機会にお口の中を清潔にすると共に、食生活にも気をつけて、ご自分の歯で楽しく食事をし、健康に過ごせるようにしましょう。

●歯科技工加算、歯科技工士連携加算

院内に歯科技工士が居ますので、入れ歯の修正が迅速に行えます。

歯科技工士：石崎 律夫

●歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

当院では、口腔内で使用する歯科医療機器について、患者さんごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。